



▼△ 延焼のおそれ大きい通電火災を防ぐ△▼

皆さんは通電火災をご存じですか？ 地震や台風などによる停電から電気が復旧したときに発生する火災を通電火災といいます。

例えば、大きな地震が発生し停電したとします。危険を感じて避難するため外出。そのとき、電気ストーブのすぐ前に紙類など可燃物がある状態で停電が復旧したら、電気ストーブが再び熱を発生し火災になることがあります。電気ストーブ以外にも、下記のように照明器具（とくに白熱電球）も熱を発生します。家具が倒れて電気コードを傷つけ、ショートして出火することもあります。

●通電火災の原因

- ・倒れた電気器具に通電して発火
- ・倒れていた照明器具が通電によって発熱し、散乱した紙などに引火
- ・倒れたコンセントや断線した電気配線から火花が散って引火
- ・ガス漏れが発生しているところに通電して引火

平成7年の阪神・淡路大震災では出火原因が明らかうち約60%が電気関係を出火原因とするものでした。また、最初の揺れから1時間以上経ってからも火災が続いており、通電火災が発生していたと考えられています。東日本大震災でも65%が電気を原因とする火災となっています（内閣府資料より）

■通電火災を起こさないために初期の段階で気が付いて消火できればよいのですが、通電火災は避難して人のいなくなった室内から出火するため、発見が遅れ、初期消火ができずに延焼のおそれ大きいのが特徴です。

通電火災を防止するために、避難時にはブレーカーをオフにしてください。こうすることで電気が復旧しても家の中の家電類には電気が通らないので安心です。いざというときのために、ブレーカーの位置や操作方法を確認しておきましょう。

ただ、避難時にブレーカーをオフにするといっても、気が動転して、つい忘れることもあるかもしれません。また、外出中で家に誰もいなければブレーカーをオフにはできません。そんなときに役立つのが「感震ブレーカー」です。

大きな地震を感知するとブレーカーを自動的にオフにしてくれます。用途に応じて数種類あり、分電盤に取り付けるタイプ、コンセントに差し込むタイプ、また、すでにある

ブレーカーに取り付ける、電気工事が不要な簡易型感震ブレーカーもあります。自治体によっては取り付けの補助制度があります。自宅から火災を出さないために一度感震ブレーカーの取り付けをご検討ください。

・保安灯（補助灯／非常用照明器具）の設置を揺れを感知してから切断までの時間猶予が無いタイプの感震ブレーカーの場合、照明類も即座に消えてしまう場合があります。夜間に地震が起きた際は、たとえ自宅であったとしても暗闇の中での避難はとても難しく、転倒した家具や割れたガラス・陶器などで怪我をする可能性があります。更に、地震の恐怖と暗闇の不安によってパニック状態に陥りかねません。

停電すると自動で非常用の照明が点灯する保安灯（補助灯／非常用照明器具）などをあらかじめ設置しておく、感震ブレーカーにより照明が消えても安全に避難などが可能になります。

■自宅に戻ったら避難場所から戻ったら、すぐにブレーカーをオンにするのではなく、まず、電気ストーブや白熱電球などに電気が通っても問題ないか安全を確認してください。そして通電後は、しばらく電気機器に異常（煙、におい）がないか注意を払うようにします。

ブレーカーには漏電遮断器が設置されており、オンにしたとき、漏電が発生している場合はこれが作動し、オンにならないことがあります。そのようなときには、まず小さいブレーカーをすべてオフにし、メインのブレーカーをオンにして、それから小さいブレーカーを一つずつオンにします。

漏電している場合、再び漏電遮断器が作動するので、場所を特定することができるのです。漏電している場合は電気工事店や工務店に連絡します。

通電火災に限らず、地震火災を防ぐためには、普段からストーブなどの暖房機器の近くに可燃物を置かないことや、家具の転倒防止対策などを行っておくことが大切です。

~.....*~*

▼△ 社用車を使う際のアルコールチェックが義務化△▼

~.....*~*

道路交通法では、一事業所あたり、業務に使用している自動車（白ナンバー車の自家用自動車など）を下記の台数保有している場合、安全運転管理者の選任が義務となっています。

- ・乗車定員 11 人以上の自動車…1 台以上
- ・その他の自動車（トラックを含む）…5 台以上（50cc を超えるバイクは 0.5 台分として数える）

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運行管理者とは異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。

しかし、道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が新たに設けられました。令和 4 年 4 月から順次施行されることになっています。

●4 月 1 日施行の新ルール（安全運転管理者の業務）

- (1) 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- (2) 内容（下記）を記録し、1 年間保存すること・確認者名、運転者・運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

・確認の日時、確認の方法

・酒気帯びの有無

・指示事項、その他必要な事項また「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することとなっています。方法は対面が原則となっていますが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればいいようです。

例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、「カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法」でも認められます。

ただし、対面によらない確認を行う場合、メールでの報告は不可となっています。

さらに 10 月以降は、

アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと

アルコール検知器を常時有効に保持することが義務化されます。アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等の何れかにより確認できるものであれば構いません。

以上